被告が、別紙目録記載の各商標登録出願についての原告の昭和四八年八月八日付各商標登録異議手続受継申立に対し、同年九月八日付でした各不受理処分を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

## 事 実

第一 当事者の求めた裁判

一原告

主文同旨の判決

二 被告

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決

第二 当事者の主張

ポー コチロスエ版 一 原告の請求の原因

1 株式会社主婦の店ダイエーは、別紙目録記載の各商標登録出願(以下「本件商標登録出願」という。)について、それぞれ登録異議の申立をし、その審査手続中であつたが、原告は、その後昭和四五年三月一八日右会社を吸収合併してその旨意記を経由し、その法律上の地位を包括的に承継したので、昭和四八年八月八日書面をもつて被告に対し、右商標登録異議手続を受継申立を受理しない旨が、被告は、同年九月八日付書面をもつて原告に対し、右受継申立を受理しない旨が、は、同年九月八日付書面をもつて原告に対し、右受継申立を受理しない旨が、以下「本件処分」という。)をし、右処分通知書は同月二〇日原告に送達されている、本件処分の理由は、「申出の趣旨はこれを聞き届けない。(註)地位の承継は認められない。尚合併の事実を証する書面が提出されている場合は出願人にその認知し異議決定をしない取扱を行なつている。よつて弁駁書も受理できない。」というのである。

そこで、原告は、昭和四八年一一月一〇日被告に対し、本件処分について、行政 不服審査法による異議申立をしたが、被告は、昭和五一年九月一〇日右申立を棄却 する旨の決定をし、右決定書騰本は同月一三日原告に送達された。

- 2 しかしながら、本件処分は、以下に述べるとおり違法であつて、取消を免れないものである。
- (一) 本件処分は、商標登録異議手続の受継の許否という重要な事項を対象とするものであるにもかかわらず、前記のように何ら具体的理由を示していないから、 それ自体として違法である。
- (二) また、本件処分は、誤つた根拠に基づくものとして違法である。

すなわち、本件処分の根拠は、商標登録異議の申立人たる地位は承継の対象とはならないというにある。しかしながら、異議申立人は、当該出願に係る商標の登録を阻止することにより、これと同一又は類似の商標の使用について他から差止等の請求を受ける虞を消滅させ、その法的地位を安定させるという法律的な利益を有するのであるから、この地位は相続、合併により当然に承継されるものと解すべきである。そして、原告は、前記のように本件商標登録出願について登録異議の申立をしていた株式会社主婦の店ダイエーを合併して、その権利義務一切を包括的に承継したのであるから、右の異議申立人たる地位も当然に承継しているものである。

- 3 よつて、原告は、本件処分を取り消すことを求める。
- 二 請求の原因に対する被告の認否及び主張
- 1 請求の原因1のうち、原告が株式会社主婦の店ダイエーから商標登録異議の申立人たる地位を承継したことは否認するが、その余の点は認める。なお、本件商標登録出願のうち、現在審査中のものは、昭和四二年商標登録願第一四一〇九号、同第一四一四号、同第一九九五二号、同第一九九六四号、同第一九九六八号、同第一九九六九号及び同第一九九七四号の七件のみであつて、その余の一二件はすでに登録済みである。
- 2 (一) 同2の(一)は否認する。
- (二) 同2の(二)のうち、本件処分が原告主張の点を根拠としていること、原告が株式会社主婦の店ダイエーを合併したことは認めるが、その余の点は否認する。

3 同3は争う。

4 商標登録異議の申立人たる地位は、以下に述べるとおり承継の対象とはならないものであつて、この点を根拠とする本件処分には何らの瑕疵もない。

る。 (二) 商標法及び特許法には、行政不服審査法第三七条に相当するような異議申立人たる地位の承継に関する規定が置かれていない。これは前述の結論を裏付けるものである。

三 被告の主張に対する原告の反論

1 (被告の主張4の(一)に対して)商標登録異議の申立の本質は、被告の主張するように審査に関する情報の提供にとどまるものではなく、国民の受けることあるべき利害を考慮して異議申立をする権利を認めている点にあるというべきである。このように経済的性格の強い権利を一身専属的なものと解すべき理由はない。 2 (同4の(二)に対して)商標法等に登録異議の申立人たる地位の承継に関する規定が存しないことは、右の承継を否定する理由にはならない。

3 (同4の(三)に対して)商標登録異議の申立権は何人も有しているから、その承継を認めるのは矛盾であり、その必要性もないというのは、異議申立に期間制限があり、異議申立がなければ登録がされ、この登録に一定の効果が付与されることを度外視した議論であつて不当である。

第三 証拠(省略)

## 理 由

一 請求の原因1の事実は、原告が株式会社主婦の店ダイエーからその商標登録異議の申立人たる地位を承継したとの点を除き、当事者間に争いがない。右争いのない事実によれば、本件不受理処分は、登録異議の申立人たる地位が承継されないことを根拠とするものというべきである。

ニーそこで、本件不受理処分の根拠の当否並びにこれが取り消されるべき瑕疵に該 当するか否かについて、判断する。

なるほど、商標法第一七条により準用される特許法第五五条第一項、第五八条第 四項の各規定によれば、商標登録異議の申立は何人からもこれをすることができ、

被告は、商標登録異議の申立人たる地位の承継を否定すべき理由として、右承継を肯定する法条が存しないとか、右の申立をする権利は何人もこれを有するから、その申立人としての地位の承継を認めることは矛盾であり、かつ、その必要性もないなどと主張するが、いずれも前記結論を左右するに足りるものとは思料できない

なお付言するに、弁論の全趣旨によれば、本件商標登録出願一九件のうち、被告主張の一二件については、株式会社主婦の店ダイエーからの登録異議の申立に対して決定をしないまますでに登録がなされていることが認められるけれども、異議申立人としては登録が経由されたことによつて決定を受ける利益を奪われるいわれはないし、また、異議申立人たる地位が右会社から原告に承継されたことは前述のとおりであるから、原告としては、右の一二件についても、なお登録異議の申立に対する判断を受ける利益を有するものというべきである。

三 以上のとおりであつて、商標登録異議の申立人としての地位が承継不可能であるとして原告からの登録異議手続受継の申立を不受理とした本件処分は、その余の点について判断するまでもなく、違法であつて、取り消されるべきものである。よつて、本件処分の取消を求める原告の本訴請求は理由があるから、これを正当として認容することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 佐藤栄一 佐久間重吉 安倉孝弘) (別紙省略)